

千葉県社保協通信

2016年度 — No.6 2016年 10月18日号

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉サカビル 3F

TEL : 043-225-6790 FAX : 043-221-0138 Eメール syaho2006@star.ocn.ne.jp

障害者を65歳で差別する“介護保険優先原則”は違憲だ

第6回口頭弁論

＝天海訴訟を支援する会＝

「より適する保障を優先すること」原則と主張

10月11日、天海訴訟の第6回口頭弁論が行われました。

千葉市に住む重度の身体障害をもつ天海正克さんは、障害者福祉サービスを利用し、ひとり暮らしをしていましたが、65歳で介護保険に移行させられました。ひとりの障害者が、身体や環境に何の変化もないのに年齢で区切られ介護保険とされてしまうということです。生活支援のサービスは障害者と高齢者の介護では違いがあります。無料だった利用料も毎月1万5千円必要になりました。天海さんは「障害者を65歳で差別するな」と昨年11月、千葉市を相手取って訴訟に立ち上がりました。



「天海訴訟を支援する会」は、毎回開廷前にきぼーる前で、訴訟への支援と傍聴を呼びかけ、裁判所前までパレードします。この日は介護の仕事をしているという女性が「訴えを聴きました。介護保険優先原則といっても介護保険では生活支援が同じに利用できない場合があるのに」と傍聴に駆けつけました。

原告の「障害者の事情を考慮せず、一律に介護保険に移行することは憲法違反」との主張に対し、前回弁論で千葉市は「自助・共助・公助が社会保障の原則であり、介護保険優先原則は、自助優先の原則から導き出されるもので違法とは言えない」と主張。これに対し今回は原告が「社会保障では『より適する保障を優先すること』が原則であり『公助に対する共助の優先』はこれを超えるものでない」とし、権利侵害は許されないと反論。さらに県社保協の実施したアンケートに基づき、各自治体の65歳問題の対応状況を示しました。多くの自治体で、利用申請があれば障害福祉サービスを継続している（表参照）ことがわかります。

裁判長は社保協の調査結果に着目。千葉市では、27年度65歳到達の90人の内、却下は0、障害福祉サービス継続36人で、54人は不明。市に説明を求めました。開廷後の報告会には30人が参加しました。支援する会では入会と支援募金を訴えています。 **次回第7回口頭弁論は⇒11月29日(火) 14時 開廷**

社会保障としての 国保を考えるシンポジウム

～県単位化でどうなる国民健康保険制度～

●11月25日(金) 18:30～20:30

●千葉県保険医協会 会議室 (定員80人)

<基調報告>

鈴木英雄氏 (千葉県社保協国保部会)

<シンポジスト>

・宇佐美 宏氏 (歯科医師・千葉県保険医協会)

・實川 理氏 (自治労連千葉県本部)

・緑川喜久代氏 (三育学院看護学部講師)

・被保険者の立場から ～調整中～

～発言交流～

主催: 社会保障推進千葉県協議会

～社保キャラバン市町村障害者施策アンケートより～ 2016年8月

○平成27年度中に新たに65歳となった障害者の人数
⇒471人(54自治体合計)

○申請勧奨に応じないまま、65歳到達後も継続して
障害福祉サービスの利用申請があつた場合の対応について

- ・障害福祉サービスの支給決定を行い、引き続き申請勧奨を行う⇒21自治体
- ・障害福祉サービスの支給決定期限を通常より短くして決定し、引き続き申請勧奨を行う⇒1自治体 (八千代市)
- ・障害福祉サービスの利用申請を却下する
⇒2自治体 (千葉市・白井市)
- ・申請勧奨に応じず、障害福祉サービスの利用申請を行うまでに至ったケースはない⇒27自治体